

イスラエル・パレスチナ紛争に 国際法は何ができるか？

古谷 修一
Furuya Shuichi

[要旨]

ガザにおける軍事衝突では、国際法が戦略的に利用される「lawfare」が見られる。イスラエルは自衛権を、ハマスは違法占領への抵抗を主張し、双方が自らに有利な法的フレーミングを行い、紛争を複雑化させている。一方で、国際司法裁判所や国際刑事裁判所を通じた訴訟手続は、ジェノサイドや戦争犯罪の責任を追及する試みとして、国際法が武力紛争に対しても機能することを示している。国際法が政治的駆け引きの道具として利用されうるのは事実だが、他方でそれは、諸国が国際法に依拠することの意義を認識している証左でもある。そうしたなかで、政治を規律する国際法の機能を強化するために重要なのは、国際法の解釈適用を被害者の視点から行うことであろう。民間人への攻撃は許されないという素朴な感覚こそが、客観的かつ平等な基準を提供する視点であり、これを確固として維持することが、国際法の解釈における恣意性を減らし、政治を規律する力を強化することにつながる。

はじめに

国際法は、国家間の紛争を解決し、平和を維持するために設計された法体系である。しかし、2023年10月のハマスによるイスラエル攻撃を契機とするガザにおける軍事衝突は、国際法の役割とその課題を改めて問い直す事例となっている。ここでは、国際法がこの紛争において果たしている役割を、法の戦略的利用としての側面と、平和的解決への枠組みとしての側面から考えたい。

法による戦争 (lawfare)

21世紀に入って発生した多くの武力紛争では、国際法が本来意図していた平和実現の手段としてではなく、戦争遂行の武器として戦略的に利用される「lawfare」と呼ばれる現象が観察される⁽¹⁾。法的枠組みを利用して相手の正当性を攻撃し、国際的な世論や政治的支持を獲得することが目的である。とりわけイスラエル・パレスチナ紛争においては、国際法が両者の立場を正当化するための道具となり、むしろ紛争の解決

を複雑化させる要因となっている側面がある。

従来からイスラエルは、特定の軍事行動や占領政策を自衛権の名の下に正当化してきた。今回のガザへの攻撃も、2023年10月7日に発生したハマスによるイスラエル領域内での民間人の殺傷と人質行為に対する自衛権の行使という主張が繰り返されている⁽²⁾。また、この紛争が民族自決を標榜するパレスチナとの間の国際武力紛争ではなく、テロ集団としてのハマスに対する攻撃であるとの性格づけによって、この紛争に適用される国際人道法の範囲を限定する主張も行われている。他方で、ハマスの主張によれば、2005年のイスラエル地上部隊の撤収後もガザ地区は陸海空から封鎖され、実質的に違法な占領は継続しており、10月7日の攻撃はこうした占領への抵抗運動と性格づけられる。単純に言えば、今回の武力紛争を10月7日を起点として見るのか、それとも1967年の第三次中東戦争以降のイスラエルによるガザ占領を起点とするかによって、異なる法的評価が可能となる。いずれの側も、国際法が適用される前提条件を自らに有利に働くように戦略的に切り取り、これに合わせてストーリーを構築する「法的フレーミング」を行っていることになる。

加えて、国際司法裁判所（ICJ）や国際刑事裁判所（ICC）といった国際機関を舞台にした訴訟も、単なる紛争解決のための法的手段にとどまらず、戦略的な意図が背景にある。南アフリカがイスラエルを訴えた「ガザ地域におけるジェノサイド条約の適用事件」や、ニカラグアがドイツを訴えた「パレスチナ占領地域における国際義務の違反事件」は、国際法の議論としては、国際社会の一般利益の保護を目的として、第三国である南アフリカやニカラグアが民衆訴訟を提起したと評価できる⁽³⁾。しかし、より広い国際政治の文脈で見れば、ICJにおける訴訟手続を戦略的に利用し、権威ある法廷において国際法上の正当性を主張することによって、イスラエルとこれを支持する国々に政治的圧力をかけようとする意図があることは否定できない。また、ICCにおいては、すでにパレスチナの事態について2021年3月に検察官による捜査が開始されているにもかかわらず、10月7日以降の紛争を受けて、翌11月には南アフリカ、バングラデシュ、ボリビア、コモロ、ジブチが、本年1月にはチリとメキシコが事態の付託を行っている⁽⁴⁾。これもまた、ICCによる捜査・訴追がイスラエルによる軍事作戦の拡大を牽制し、同国を支持する国々の世論を動かす政治的効果を期待している側面がある。国際法の適用は単なる規範の枠組みを超えて、国家間の政治的駆け引きの手段となっているのである。

情報としての国際法

現代の政治は大きく情報に依存している。上述のような現象は、国際法もまたこうした情報の一つとして、重要かつ強力な役割を果たしていることを示している。情報社会においては、偏向した情報や意図的に改ざんされた情報が氾濫し、それにより世

論が動かされることがある。同じように、国際法も情報として利用され、その解釈が意図的に操作されることがある。国際法という情報は、政治家、外交官、ジャーナリスト、さらには一般の市民にも影響を与え、その結果として国内政治から国際政治に至るまでを動かす力を持つのである。

そのため、国際法は紛争当事者にとって強力な武器となりうる。ガザ紛争においても、各国が国際法をどのように解釈し、どの情報を国際社会に発信するかが、紛争の展開に大きな影響を与えていることは事実である。イスラエルの軍事作戦やハマスの越境攻撃が、国際法に基づく評価としてどのように世論に影響を与えるかは、各国の国際法に対する解釈姿勢と情報戦略に大きく依存しているとも言える。

政治を枠づける国際法

しかし、これは単純に、国際法が政治の下僕となったことを意味するものではない。この紛争において、国際法が紛争の評価や解決方法の選択に重要な役割を果たしていることは明白である。多くの国家や国際機関は、国際法の枠組みに依拠しながら、平和的な解決の糸口を模索している。提訴や付託の動機はともあれ、ジェノサイドや戦争犯罪の責任を追及する試みは、ICJやICCを舞台として進行中である。イスラエルとハマスの指導者に対する逮捕状の請求は、個人の刑事責任の原則が機能していることを示している。いずれも50年前の国際社会では夢想すらできなかった現象であり、その意味で、国際法は武力紛争の解決に向けた枠組みとして進化し、より強力に機能しているとも言える。

イスラエルやパレスチナにおいてさえ、軍事行動の具体的なあり方や外交努力の方向性が「国際法という言語」によって語られ、その政策決定に影響を与えていることは疑いない。上述のように、紛争当事者やいずれかを支持する第三国は国際法を戦略的に利用しているが、それは同時に、国際法に依拠することの意義を認識していることの証左でもある。逆説的に言えば、多くの国家は国際法を戦略的に利用することによって、むしろ国際法の枠組みのなかに政治を取める態度をとっているとも言える。国際法を利用することと、国際法により規律されることは、同じコインの表裏の関係である。

「誰のための国際法か」という問いかけ

とは言え、国際法の恣意的な利用を許すべきでないことは勿論である。国家が国際法を戦略的に利用し、我田引水的な解釈が行われる可能性を十分に認識したうえで、政治を規律する国際法の機能を強化し、解釈適用の恣意性を排除するためには何をすべきなのか。

その点で、ガザ紛争に対する日本政府の法的評価は参考となる。上川陽子外務大臣

は2023年11月10日に、「我が国といたしましては、イスラエルが、ハマスの攻撃を受けまして、国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有すると認識しております。しかし、同時に、イスラエルは国際人道法を含む国際法に従って行動しなければならないと考えているところでございます。……いかなる場合におきましても、国際人道法の基本的な規範は守らなければならないと考えております。例えば、子供を含む無辜の民間人を無用に巻き込む攻撃は、国際人道法の基本的な原則に反するものでありまして、正当化することはできないわけでありまして。」と指摘している。簡潔な答弁ではあるが、自衛権と国際人道法の関係が整理され、その位相の違いを指摘しながら、無差別攻撃の禁止という人道法規範に照らし、イスラエルの行動が違法であることを鮮明にしている。

さらに重要なのは、この答弁が「子供を含む無辜の民間人」に言及することで、誰の視点から国際法を論じるべきかを示唆している点である。国際法は国家間に機能する法であり、従来その解釈は主に国家の視点から行われてきた。国家による武力行使を正当化する自衛権の概念はもとより、国際人道法の原則もまた、軍事行動を行う国家の側の論理として発展してきた。例えば、軍事目標への攻撃において、軍事的利益が優越する場合には、民間人の被害は付随的損害として許容されるといった考え方は、攻撃を行う国家の論理である。

だが、ガザ紛争において世論を大きく動かしているのは、ハマスの攻撃により殺傷され、また人質となった人々への同情、イスラエルの攻撃により深刻な被害を受けたガザの人々への共感であろう。どのような論理により正当化を試みたとしても、逃げ惑う民間人を殺傷する行為は許されないという、ある意味で素朴な感覚こそが、客観的かつ平等な基準を示している。イスラエル人であれ、パレスチナ人であれ、攻撃で傷つく痛みや家族を失う悲しみは同じであり、それを避けたいという思いもまた共通である。武力紛争を「被害者の視点」から語り、その視点から国際法の解釈適用を行うことで、複雑に絡む国際法規範の糸が整序され、何が最も重視されるべきかが明確になる。武力紛争を抽象的な概念として捉えるのではなく、攻撃される側の人間の視点から、個々の具体的な攻撃がどのような効果をもたらしているかを評価する姿勢が必要だろう。

国際法が守るべきは、抽象的な国家ではなく、血の通った人間であり、彼らが営む日々の生活ではないのか。この根本的な問いかけこそ、イスラエル・パレスチナ紛争において国際法が果たす役割を考える際に忘れてはならない点であり、こうした視点を確固として維持することによってはじめて、国際法の解釈適用における恣意性は減殺され、政治を規律する力は強化されることになるだろう。

(1) Michael P. Scharf and Elizabeth Andersen, “Is Lawfare Worth Defining – Report of the Cleveland Experts

- Meeting – September 11, 2010,” *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 43 (2010), pp. 11–27.
- (2) 例えば、Opening Statement of the Co-Agent of Israel, Mr. Tal Becker, Verbatim Record (12 January 2024), in the *Case concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, pp. 16–17, paras. 24–29.
- (3) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, Application Instituting Proceedings (29 December 2023), para. 5 and paras. 13–17; *Alleged Breaches of Certain International Obligations in Respect of the Occupied Palestinian Territory (Nicaragua v. Germany)*, Application Instituting Proceedings (1 March 2024), para. 19 and paras. 91–92.
- (4) State Party referral in accordance with Article 14 of the Rome Statute of the International Criminal Court (17 November 2023), *available at* <<https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2023-11/ICC-Referral-Palestine-Final-17-November-2023.pdf>>; Referral by the Republic of Chile and the United Mexican States (18 January 2024), *available at* <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2024-01/2024-01-18-Referral_Chile_Mexico.pdf>.
- (5) 第212回国会衆議院外務委員会議録第2号（令和5年11月10日）、18ページ。

ふるや・しゅういち 早稲田大学教授